

令和 2 年 7 月 13 日現在

機関番号：23102

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02523

研究課題名（和文）貿易協定における労働条項の労働条件への効果と貿易への影響に関する研究

研究課題名（英文）Research on the Impacts of Labor Clauses in Trade Agreements on Labor Conditions and Trade

研究代表者

鎌田 伊佐生（KAMATA, Isao）

新潟県立大学・国際産業経済研究センター・教授

研究者番号：40749503

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 6,430,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、貿易協定に設けられた労働条項が、協定締約国の労働条件や労働基準の維持改善に繋がるのか、また協定が持つ貿易促進効果を低下させることはないのかについて、政治経済学モデルを用いた理論分析と計量経済学的手法を用いた実証分析の双方から検証を行った。その結果、労働条項には、貿易協定が締約国の労働基準（特に法定最低賃金）を引き下げる圧力をもつ場合にこれを減殺する効果が認められること、また自国や貿易相手国の経済状況（先進国か途上国か）によっては協定の貿易促進効果を増進させる可能性もあり、貿易協定の労働条項が必ずしも保護貿易主義的な政策機能を有するとは限らない、ということが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

経済グローバル化の進展が社会に負の影響をもたらす可能性に対する懸念が国際世論において強まってきたことを背景に、近年締結される貿易自由化協定においては、労働や環境といった貿易と直接関係しない事項に関する条項を含むものの増加が目立っている。しかしながら、そのような条項を持つ貿易協定に関する研究は国内外において未だ希少である。こうした現状において、貿易協定の労働条項の意義やその効果・影響の検証という学術的にも政策実務的にも重要な課題について多面的な分析を提示したことが、本研究の意義である。

研究成果の概要（英文）：This research has examined the significance of labor clauses in trade agreements in terms of (i) whether they contribute to the maintenance or improvement of domestic labor standards in the member countries of the agreements and (ii) whether they decrease the trade promotion effect of the agreements. Through a theoretical analysis using a political economy model and empirical analyses using econometric methods, the research has demonstrated that labor clauses can alleviate it when a trade agreement creates downward policy pressure on labor standards (especially statutory minimum wages) in the member countries. The results also demonstrate that the impact of labor clauses on the trade promotion effect of a trade agreement varies depending on the economic statuses (developed or developing) of a country and its trading partner, and it can be positive in some cases, indicating that labor clauses in a trade agreement do not necessarily operate as protectionist policy.

研究分野：社会科学（経済学）

キーワード：経済政策 国際経済学 国際貿易 貿易協定 貿易と労働 労働条項 労働条件 最低賃金

1. 研究開始当初の背景

経済グローバル化の急速な進展に伴い、国際貿易の拡大が世界各国において労働条件や労働環境における「底辺への競争」をもたらしているのではないかという懸念が国際世論において強まっているが、こうした貿易の国内労働市場に対する負の潜在的影響に関する懸念を背景に近年、二国間または複数国間での貿易自由化を目的とする協定すなわち地域貿易協定 (Regional Trade Agreement : RTA) において、所謂「労働条項」すなわち協定締約各国に対して一定の労働基準の設定や維持・順守を相互に要求するような条項が盛り込まれるケースが増えている。しかしながら、貿易協定に労働条項を含めることの意義や効果に関する政策的見解は一致していない。関税等の貿易政策を通じた制裁の可能性が労働条件の低い国に労働基準改善のインセンティブをもたらすことを期待する見方がある一方、賃金等労働コストの高い国が保護貿易主義的な関心から労働条項を濫用する可能性に対する懸念も強く、また労働条項の存在が貿易交渉を複雑なものにすることで協定を通じた貿易自由化による経済的利益が損なわれる可能性も考えられる。

こうした状況から、貿易協定における労働条項が持つ意義や影響を正・負の両面から考察することは重要な課題であるといえるが、これに関する研究は蓄積が乏しい状況にあったことから、この課題について理論・実証の両面から経済学的に分析することは学術的にも政策実務的にも重要な貢献に繋がると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、近年二国間または複数国間で締結される RTA に含まれることが増えてきた「労働条項」に焦点を当て、その潜在的「功」の側面すなわち労働条項が RTA 締約各国における労働基準や労働条件の維持・改善に繋がる可能性と、潜在的「罪」の側面すなわち労働条項が RTA の本来目的である締約国間の貿易自由化・促進効果を減退させる可能性の両面に着目し、経済学モデルの構築による理論分析と、貿易と労働に関するデータと計量経済学的手法を用いた実証分析とを通じて、貿易協定における労働条項の意義と影響・効果を多面的・包括的に分析・評価することを目的として実施した。

3. 研究の方法

(1) 労働条項が貿易協定締約国の国内労働基準・条件にもたらす効果に関する実証分析：

本研究ではまず、貿易協定に労働条項を含めることが協定締約国の国内労働基準や労働条件の維持や改善に繋がっているのかについて、マクロ・レベル (国レベル) のパネルデータを用いた計量経済学的な推定による実証分析を行った。具体的には、労働基準・条件の中でも特に幅広い国や期間について比較可能なデータが存在する法定最低賃金および雇用保護規制に着目し、協定による貿易集中度すなわち貿易協定関係にある国々との貿易が全貿易に占める割合が高まること が当該国の法定最低賃金や雇用保護規制にどのような影響を及ぼすかを、貿易協定が労働条項を含む場合と含まない場合とに分けて推定し比較分析した。貿易協定の労働条項については、世界貿易機関 (WTO) が公表しているリストに掲載されている RTA について各協定の条文を点検し、労働に関する一定の要件を満たす条項を持つものを「労働条項付き RTA」と定義・分類した独自のデータベースを作成し分析に用いた。また、各国の法定最低賃金に関しては国際労働機関 (ILO) のデータを、雇用保護規制に関しては OECD が提供する指標を、貿易に関しては国連貿易開発会議 (UNCTAD) のデータを用い、各国のその他の経済社会状況に関する世界銀行等のデータを統制変数として用いて推定・分析を行った。

(2) 労働条項の有無が貿易協定の貿易促進効果に及ぼす影響に関する実証分析：

また本研究では、RTA に労働条項を含むことが協定に期待される締約国間の貿易促進効果にどのような影響を及ぼすかについて、重力方程式 (gravity equation) を用いた計量経済学的な推定による実証分析を行った。RTA および労働条項に関しては、Horn et al. (2010) ならびに Hofmann et al. (2019) による「深い」貿易協定に関するデータベース (Content of Deep Trade Agreement database) を利用することで、RTA における労働条項の有無のみならずその強制力の違いによる影響の差についても分析した。また、各国間の貿易に関しては国連のデータ (UN Comtrade) を用いたが、同時に RTA の貿易効果に関する最新の实証研究 (Bergstrand et al., 2015; Dai et al., 2014; Yotov, 2012) による指摘を踏まえ、国連工業開発機関の生産データ (UNIDO INDSTAT) も組み合わせることで「国内貿易」の値を算出して推定に含めて分析した。なお推定方法についても、重力方程式に関する先行研究の知見を踏まえて複数の手法を用いて分析・検証を行った。

(3) 労働条項の貿易協定への影響に関する理論分析：

本研究ではさらに、RTA に労働条項を含めることが RTA の諸側面にどのような影響を与えるかについて、標準的な寡占的貿易モデルを基礎とした政治経済学的貿易モデルを用いて理論分析を行った。具体的には、自国の独占企業から政治献金を受ける政府を持つ三か国を考え、この

うちの二国が RTA を結ぶ場合を想定したモデルを構築し、このモデルを用いて、RTA 域外の関税の設定、RTA の域内および域外貿易への影響、および RTA の成立可能性が、RTA が労働条項を持つ場合はそうでない場合と比較してどのように異なるのかを理論的に検討した。

4. 研究成果

(1) 労働条項が貿易協定締約国の国内労働基準・条件にもたらす効果に関する実証分析の成果：

RTA のうち、(i)協定加盟各国が国際的に承認されている労働基準（例えば ILO の「コア基準」）等を基に国内労働基準を互いに一致・調和（harmonize）させることを要請または期待する規定を含み、かつ(ii)労働イシューに関する加盟国間の協議または紛争解決の手続きを定めた規定を含む、という二条件を満たすものを「労働条項を持つ RTA」と定義し、WTO に通報された 200 件超の発効済み RTA を労働条項を持つ RTA と持たない RTA とに分類した。

上記分類を用いて、労働条項を持つ RTA と持たない RTA の法定最低賃金への影響を、各国の一人当たり実質 GDP とその二乗、雇用者数における工業部門比率、GDP における製造業部門比率、政治的市民的な総合的自由度を統制したうえで推定した。その結果、労働条項を持たない RTA の締約相手国との貿易集中度の増加は法定最低賃金に平均的に負の影響を及ぼすが、労働条項を持つ RTA の相手国との貿易集中度は法定最低賃金に有意な影響を及ぼさないことが分かった。すなわち、より大きな貿易相手国あるいはより多くの相手国と RTA を結ぶことが法定最低賃金の低下に繋がる傾向があるものの、RTA が労働条項を持つ場合はそうした負の効果が減殺されていることが確認された。

さらに、この影響を RTA 締約国の所得階層別に精査したところ、上記の傾向は主に高所得国相手国と RTA を締結した中所得国に見られるものであり、その他の場合には明らかな傾向は見られないことが判明した。この結果は、高所得国を相手に RTA を締結した中所得国には（恐らく自国がもつ労働集約的産業における比較優位を維持せんとして）法定最低賃金を引き下げる（または引き上げない）方向への政策的圧力がはたらくものの、労働条項の存在がこうした RTA の最低賃金引き下げ効果を減殺する可能性があることを示唆している。

他方、実際の賃金（受取賃金）への影響を推定した場合には、RTA が労働条項を持つか否かに関わらず、また国の所得階層に関わらず、RTA 相手国との貿易集中度に統計的に有意な効果は見られなかった。このことは、RTA を通じた貿易自由化そのものは労働者の受取賃金への経済的作用（または市場作用）を通じた影響を持たないことを示唆しており、上記で確認された労働条項を持たない RTA を通じた貿易自由化による（特に中所得国の）法定最低賃金への負の政策的圧力の可能性と対照的な結果となった。

なお、雇用保護規制の厳格さに対する RTA による貿易自由化の影響についても同様に推定したが、これについては RTA が労働条項を持つか否かに関わらず正負いずれにも統計的に有意な影響は確認されなかった。

(2) 労働条項の有無が貿易協定の貿易促進効果に及ぼす影響に関する実証分析の成果：

労働条項が RTA の持つ貿易促進効果に及ぼす影響には正負両方の可能性が考えられる。貿易促進効果を抑制する可能性としては、国内の労働基準の緩い国が労働基準のより厳しい国と貿易協定を締結する場合、労働基準の引き上げを要求する労働条項を受け入れる代わりに関税等の引き下げを通じた市場アクセスの拡大に対して抑制的になる場合が考えられる。反対に貿易促進効果を拡大する可能性としては、協定相手国により高い労働基準へのコミットを求める国がその引き替えに相手国に対しより程度の高い市場アクセスを与える場合が考えられる。

上記の二つの可能性（仮説）を念頭に置き、RTA に含まれる労働条項が当該 RTA の貿易促進効果に及ぼす影響について、製造業における二国間貿易データを用いて推定を行ったところ、労働条項の法的強制力（legal enforceability）の違いにより貿易促進効果に及ぼす影響が異なることが明らかになった。具体的には、重力方程式の推定において推奨されるゼロ貿易観測値を除外しないポワソン疑似最尤法を用いて推定された平均的な効果として、法的強制力が強い労働条項には貿易促進効果を拡大する効果が見られる一方、法的強制力が弱い労働条項の場合は貿易促進効果を抑制する方向に影響を及ぼす可能性があるもののその影響は統計的に非有意であることが分かった。

しかし同時に、こうした労働条項の RTA 貿易促進効果に対する影響および法的強制力によるその違いは、輸出国あるいは輸入国が先進国か途上国かによって更に複雑に異なることも明らかになった。具体的には、法的強制力の強い労働条項の場合、輸出国・輸入国がともに先進国の場合には RTA の貿易促進効果を拡大する効果が統計的に有意に見られるものの、どちらか一方が途上国の場合にはその効果はそれほど強くなく、また途上国同士の貿易においてはそうした効果が有意には確認できなかった。他方、法的強制力の弱い労働条項が RTA 貿易促進効果に与える影響については、先進国同士の貿易に対しては有意に抑制的であるのに対して、途上国が輸入国となっている貿易については逆に効果拡大的な傾向が確認された。

但し、労働条項の内生性の可能性（RTA における労働条項の有無やその内容が締約国間の貿易にも影響を及ぼし得る共通の要因に左右される可能性）を考慮し、これに対処すべく操作変数法を用いて推定を行ったところ、労働条項が RTA の貿易促進効果に及ぼす影響はいずれも統計的に非有意であるという結果になった。このことは、RTA を締結する際に労働条項を含める

か否か、また含める場合に労働条項の法的強制力をどのようにするかということについて、各国が当該 RTA 相手国との貿易に対する影響を考慮した上で選択的に決定している可能性を示唆していると考えられる。

(3) 労働条項の貿易協定への影響に関する理論分析の成果：

構築したモデルでは、三か国のうち RTA を締結する二国には元々の労働基準に非対称性がある場合を想定した。これは、RTA 締結国の一方が高い労働基準を持つ先進国、他方が労働基準の低い途上国である場合に着眼したものである。また、こうした二国間で労働条項を含む RTA が締結されると、労働基準の低い途上国は基準の高い先進国に合わせるように自国の労働基準を引き上げ、その結果生産費用の上昇を招く効果を持つ（例えば児童労働の禁止による労働賃金の上昇）と仮定した。

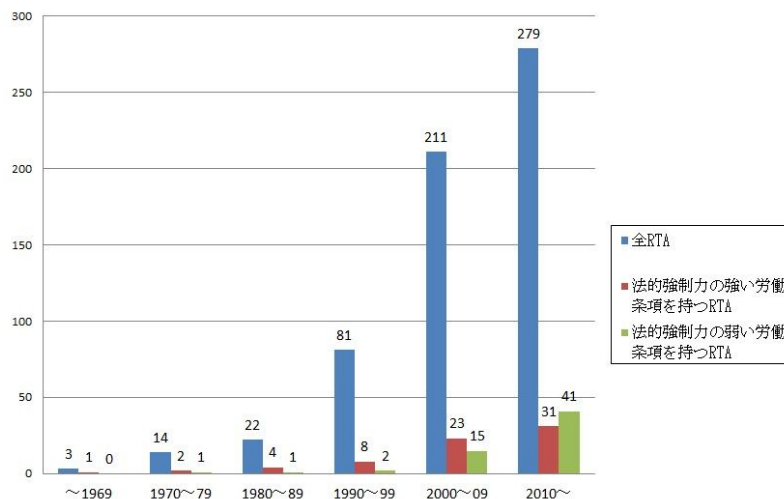
こうした政治経済学的貿易モデルを用いた分析から、まず、労働条項を持つ RTA が締結されると、RTA が労働条項を持たない場合と比較して、元々高い労働基準を持つ先進国は RTA 加盟国以外に適用する関税（域外関税）を高く設定する一方、RTA により労働基準を引き上げた途上国は域外関税を低く設定し、その結果、RTA 非加盟国（域外国）からの輸入に RTA が及ぼす影響は先進国と途上国とで非対称的なものとなる、という理論的予測を得た。

また、RTA 加盟国間の貿易（域内貿易）に関しては、労働条項を持つ RTA では労働条項が生産費を押し上げるのでそれ自体は途上国から先進国への輸出を減らす効果（費用効果）を持つ。しかし、RTA 相手国である先進国が域外関税を引き上げるため、途上国は RTA 域外国との輸出競争においては RTA が労働条項を持たない場合よりも有利になる（域外関税効果）。先進国が自国企業利益を重視する場合は後者の効果が大きくなるため、途上国の輸出が増加する可能性もある、という理論的予測を得た。このことは、現実の貿易政策を巡って途上国がしばしば主張する「貿易協定における労働条項は先進国の偽装的な保護貿易政策である」という批判が必ずしも当たらないことを示唆している。

さらに、同モデルによる分析から、高い労働基準を持つ国においては労働条項の存在が RTA の成立可能性を高めるという理論的予測も得られた。これは、米国などの一部先進国の実例とも合致する結果であると言える。

(4) 本研究の国内外における位置づけとインパクト：

近年、二国間・複数国間における RTA の件数が急増する中で、労働や環境のように貿易と直接関係しない事項に関する約束条項を含む RTA の増加も目立ってきているが（右図参照）そうした条項を含む RTA に関する研究は、本研究の開始当初から今もって国内外において希少である。そうした中、本研究は貿易協定における労働条項の意義と効果に関する理論と実証の両面からの経済学的分析を提示したものとして先駆的な研究であると考えられる。



図：地域貿易協定 (RTA) の締結年別累計件数

本研究の開始と時を同じくして、国際機関や政治学研究者からも RTA の労働条項に対する関心が高まってきたが（例えば ILO, 2017; Raess & Sari, 2018; Raess et al., 2018）労働条項の効果や影響に焦点を当てた本研究にはそれらの研究者からも注目を得ている（例えば Carrère et al. (2017) において上記(1)の中間成果が引用されている）。

また本研究は、貿易（またはグローバル化）と労働あるいは労働基準というテーマに関する文献の蓄積にも貢献したと考える。このテーマに関する実証研究は比較的豊富であるが、上記(1)の成果は RTA を通じた貿易の増加に関する経済的效果（すなわち受取賃金への影響）と政策へのインパクト（すなわち法定最低賃金への影響）との違いを明らかにした点に新規性がある。他方、このテーマに関する理論的研究は未だ希少であり、政治経済学モデルを用いた分析を提示した本研究の上記(3)の成果が今後の同テーマに関する理論研究の拡大に貢献することが期待される。

さらに、近年の RTA には貿易を超えた「深い統合」(deep integration) を志向するものが増えているが、こうした「深い」貿易協定に関する研究もまた拡張している中、本研究、特に上記(2)および(3)の成果は、このテーマに関する経済学文献の蓄積にも理論および実証の両面において貢献となるものと考えられる。

(5) 今後の展望：

前述のとおり、近年の RTA に労働条項を持つものが増加している一方、貿易協定における労働条項の意義や効果に関する研究は未だ少ない。本研究が契機となりこのテーマに関する研究の蓄積が進むことを期待するが、そのためにも、現在ディスカッション・ペーパーとして公表している本研究の各成果について今後査読付き国際学術誌への掲載を目指し投稿・改訂を進めていく考えである。

また、本研究の理論分析と実証分析をより統合的に行うことで研究をさらに拡張していくことが重要であると考え。特に、上記(2)の成果で得た RTA 労働条項の内生性の示唆(労働条項を RTA に含むことに関する選択的意思決定の可能性)について分析を深めることが重要であると考えが、それには上記(3)で用いた理論モデルの活用(およびその拡張)と、そこから構造的に導出された推計式を用いた実証分析によるアプローチが有効であると考え。

最後に、本研究の成果は、貿易協定に労働条項を設けることによる「功」と「罪」について、それが「労働基準については好影響(維持改善) 貿易促進については悪影響(促進効果の抑制)」という単純なものではなく、自国および相手国の状況(先進国・高所得国か、途上国・中低所得国か)によりいずれの側面についても正負いずれの場合もあり得るという可能性の複雑さを、理論モデルとデータによる実証の双方を通じて示したことで、政策実務面からの関心にも応え得るものであると考え。

<引用文献>

Bergstrand, J. H., Larch, M., and Yotov, Y. V. (2015), “Economic Integration Agreements, Border Effects, and Distance Elasticities in the Gravity Equation,” *European Economic Review*, 78, pp. 307-327.

Carrère C., Olarreaga, M., and Raess, D. (2017), “Labor Clauses in Trade Agreements: Worker Protection or Protectionism?,” CEPR Discussion Paper No. DP12251.

Dai, M., Yotov, Y. V., and Zylkin, T. (2014), “On the Trade-Diversion Effects of Free Trade Agreements,” *Economics Letters*, 122(2), pp. 321-325.

Hofmann, C., Osnago, A., and Ruta, M. (2019), “The Content of Preferential Trade Agreements,” *World Trade Review*, 18(3), pp. 365-398.

Horn, H., Mavroidis, P. C., and Sapir, A. (2010), “Beyond the WTO? An Anatomy of EU and US Preferential Trade Agreements,” *The World Economy*, 33(11), pp. 1565-1588.

ILO (2017), *Handbook on Assessment of Labour Provisions in Trade and Investment Arrangements*, International Labour Organization, Geneva.

Raess, D., Dür, A., and Sari, D. (2018), “Protecting Labor Rights in Preferential Trade Agreements: The Role of Trade Unions, Left Governments, and Skilled Labor,” *Review of International Organizations*, 13, pp. 143-162.

Raess, D., and Sari, D. (2018), “Labor Provisions in Trade Agreements (LABPTA): Introducing a New Dataset,” *Global Policy*, 9(4), pp. 451-466.

Yotov, Y. V. (2012), “A Simple Solution to the Distance Puzzle in International Trade,” *Economics Letters*, 117(3), pp. 794-798.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 KAMATA, Isao	4. 巻 716
2. 論文標題 Can RTA Labor Provisions Prevent the Deterioration of Domestic Labor Standards?: the Cases of Statutory Minimum Wages and Employment Protection Regulations	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 IDE Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 1~42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 SATO, Hitoshi	4. 巻 780
2. 論文標題 Political Economy of Labor Provisions in Free Trade Agreements	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 IDE Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 1~29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 JINJI, Naoto and KAMATA, Isao	4. 巻 E-20-002
2. 論文標題 Do Labor Clauses in Regional Trade Agreements Reduce the Trade Creation Effect?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kyoto University, Graduate School of Economics Discussion Paper Series	6. 最初と最後の頁 1~20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計19件（うち招待講演 4件/うち国際学会 9件）

1. 発表者名 鎌田伊佐生
2. 発表標題 Can RTA Labor Provisions Prevent the Deterioration of Domestic Labor Standards?: The Cases of Statutory Minimum Wages and Employment Protection Regulations
3. 学会等名 日本国際経済学会第76回全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鎌田伊佐生
2. 発表標題 Can RTA Labor Provisions Prevent the Deterioration of Domestic Labor Standards?: The Cases of Statutory Minimum Wages and Employment Protection Regulations
3. 学会等名 Fall 2017 Midwest International Trade Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐藤仁志
2. 発表標題 Political Economy of Labor Provisions in Free Trade Agreements: An Overview
3. 学会等名 Seminar, The Institute of Southeast Asian Studies (ISEAS), Singapore
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鎌田伊佐生
2. 発表標題 Can RTA Labor Provisions Prevent the Deterioration of Domestic Labor Standards?: The Cases of Statutory Minimum Wages and Employment Protection Regulations
3. 学会等名 European Trade Study Group (ETSG) 20th Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 鎌田伊佐生
2. 発表標題 Can RTA Labor Provisions Prevent the Deterioration of Domestic Labor Standards?: The Cases of Statutory Minimum Wages and Employment Protection Regulations
3. 学会等名 La Follette School Seminar Series, University of Wisconsin-Madison, USA (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 神事直人
2. 発表標題 Do Labor Clauses in Regional Trade Agreements Reduce the Trade Creation Effect?
3. 学会等名 日本国際経済学会第9回春季大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鎌田伊佐生
2. 発表標題 Can RTA Labor Provisions Prevent the Deterioration of Domestic Labor Standards?
3. 学会等名 Western Economic Association International (WEAI) 94th Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤仁志
2. 発表標題 Political Economy of Labor Provisions in Free Trade Agreements: How Do Labor Provisions in Trade Agreements Work?
3. 学会等名 Western Economic Association International (WEAI) 94th Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鎌田伊佐生
2. 発表標題 Do Labor Clauses in Regional Trade Agreements Reduce the Trade Creation Effect?
3. 学会等名 Midwest International Trade Conference Fall 2019 Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 神事直人
2. 発表標題 Do Labor Clauses in Regional Trade Agreements Reduce the Trade Creation Effect? (招待・中止)
3. 学会等名 International Workshop: International Trade, Innovation and Labor in the Global Economy (於：青山学院大学) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>以下の国際学会における企画セッションを開催した： 主催者名： 鎌田伊佐生 セッション名： Trade Agreements, Firm Globalization, and Labor Issues 学会名： Western Economic Association International (WEAI) 94th Annual Conference 開催年月： 2019年7月 開催地： 米国サンフランシスコ市</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐藤 仁志 (SATO Hitoshi) (60466076)	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・開発研究センター・研究センター長 (82512)	
研究分担者	神事 直人 (JINJI Naoto) (60345452)	京都大学・経済学研究科・教授 (14301)	